

【西海北小学校いじめ防止基本方針】

◎全ての児童を「いじめ」から救い、安心して学校生活を送らせる。

<どの子どもも、いじめの「被害者」、「加害者」、「傍観者・観衆」にさせない。>

- 「いじめは、どの子どもにも起こりうる」という認識に立ち、「いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、重大な人権侵害である」という毅然とした態度で対処する。
- 学校の教育活動全体を通じて、児童の豊かな情操や道徳心を育むとともに、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合う態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を育成する

【めざす子ども像】

- かしこく
- やさしく
- たくましく

- ・友達と仲良くする。
- ・生命を大切にし、他者を思いやる。
- ・ふるさとの豊かな自然や文化や歴史にふれ、温かな地域の人びとに見守られ、支えられていることに喜びを感じ、感謝する心を持つ。

【PTAとの連携】

- 本部役員会
会長・副会長
書記・会計
- 評議員会
上記役員
学級委員
地区委員
- 総会

【いじめ対策委員会】

校長・教頭・生活指導主任
教務主任・養護教諭
(関係する学級担任)
外部委員：地区民生児童委員

【関係機関】

西海市教育委員会
SSW・SC
横瀬駐在所・警察署
人権擁護委員
民生児童委員会
学校評議員会
福祉事務所 等

【いじめの防止】

◎全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じる学校・学級経営を行う。

◎全ての児童を、いじめに向かわせることなく、いじめを生む背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育成する。

1. 児童が有用感、充実感を味わい、自尊感情を育む教育活動の推進

①わかりやすい授業の実践

- ・個に応じた指導、個人・ペア・グループ等の指導形態の工夫
- ・書く活動の重視

②一人一人が輝く場の設定

- ・学級活動（朝の会、帰りの会を含む）における児童のよさを認める場面設定
- ・児童会、委員会、クラブ活動の自主的、実践的活動の促進
- ・縦割り班活動の充実とリーダー養成
- ・集団登校班、地区児童会の指導とリーダー養成

③地域の人や文化、歴史とつながる豊かな体験活動の実施

- ・農業体験活動、畑の先生方との交流
- ・「運動会」や「北小まつり」における家庭や地域との交流
- ・福祉体験や職場訪問

2. 「いじめを生まない」、「いじめを許さない」、「いじめを見逃さない」学校づくり

①学級経営の充実

②道徳的実践力を培う道徳教育の充実

- ・週1時間の道徳授業の工夫（ソーシャルスキルの実施、教師の講話など）
- ・「西海北小っ子の心を見つめる教育週間」、「人権週間」におけるいじめ防止や生命尊重を主題とした授業の実践

③携帯電話やインターネット等の利用に関する情報モラルやマナー指導

【早期発見】

◎「いじめは、どの児童にも起こりうる」との基本認識に立ち、児童の発するサイン（ささいな変化）を見逃さない。

・表情 ・欠席状況 ・保健室への来室 ・しぐさ ・友達関係の変化
・持ち物の変化（紛失や隠し）・給食や休み時間の様子 ・集団登校時の様子等

1. ささいな変化や兆候でも見逃さず、いじめではないかとの疑いを持って、生活指導主任に相談し、職員連絡会や生活指導研修会において情報を共有し、全職員で当該児童を見守る。（児童の毎月の振り返りには、いじめの有無を問う項目を設置）
2. 気になる児童には、担任が積極的に働きかけ、児童に安心感を持たせ、「いじめ」の有無を確認する。
3. 保健室への出入りが多い児童には、養護教諭から働きかけて話を聞くとともに、体の変調や外傷等の有無を確認する。
4. 学校生活に関するアンケートを年1回実施し、教育相談を実施する。

【いじめに対する措置】

◎いじめの早期解決のために、全職員で一丸となって解決にあたる。

1. いじめを発見した時は、学級担任だけで抱え込むことなく、すばやく生活指導主任に相談するとともに、校長（教頭）に確実に伝える。＜報告・相談の徹底＞
 2. 「いじめ対策委員会」を開催し、事実の把握と対策への協議、役割分担等を決めて、即対応する。
 3. 情報収集を綿密に行い、事実確認を行った上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考えて対応する。＜被害児童を守り通す＞
 4. いじめている児童に対しては、毅然とした態度で指導し、再発を防止する。
 5. 傍観者の立場である児童についても、その行為はいじめと同等であるとの認識を持たせ、指導をする。
 6. 状況に応じては、教育的配慮や被害者の意向等を踏まえた上で、早期に警察等の機関に相談や連絡をする。
 7. 被害、加害双方の児童の保護者との対応は、迅速かつ誠意ある初期対応に努め、保護者の不安を和らげるように努める。
 8. 経過観察を行い、記録をして、「いじめ対策委員会」で状況把握と解決の確認まで行う。
- ◎家庭や地域、関係機関との連携により解決を図る。
1. 本いじめ防止基本方針や対処、取組の情報を日頃から家庭や地域等に積極的に公表し、保護者や地域の理解を得るように努める。
 2. P T A 会長には日常的に情報を共有し、いじめ問題の発生について P T A の会合で取り上げる必要が生じた場合は、個人情報やプライバシーを考慮した上で、問題解決に向けた取組としてのねらいや協議内容をあらかじめ明確にして進める。協議の参加者、対象により、協議の趣旨説明を最初に行い、責任追及や謝罪の場にするのではなく、問題解決のための建設的な協議となるように進行する。
 3. 学校は、「いじめ防止」に向けた取組について、児童・保護者アンケートや学校評価を用いて検証し、教育委員会や保護者、地域へ報告する。

【重大事態への対応】

◎いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

◎いじめにより児童が相当期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

・児童が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合
・不登校（年間30日を目安）に陥った場合

1. 西海市教育委員会の指導や支援を受けて、「調査委員会」を組織し、事実関係を明確にするための調査を行う。
2. 調査を行った場合、いじめを受けた児童や保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を適切に提供し、事態に対処するとともに、再発防止に役立てるものとする。
3. 重大事態が発生した場合は、西海市教育委員会を通じて、西海市長に報告する。